

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	勝山市
所属名	健康体育課
担当者名	小林、竹田

※作成にあたっては、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」P38～47を参考にしてください。

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第9期介護保険事業計画に記載の内容				R6年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援、介護予防、重度化防止	・介護予防のための通いの場に参加していない高齢者は増加しており、地域で健康づくりに関心を持ち、継続して取り組むことができるような支援が必要。 ・介護が必要となった原因疾患は、認知症、骨折・骨関節変形、脳血管疾患が多く、認知症予防の取組や、保健事業部門と連携した健康づくりや介護予防・フレイル予防事業の取組みが必要である。	・高齢者が主体的に地域で取組める体操教室等の通いの場の充実と活動の継続を支援。 ・介護予防把握事業の実施により、支援が必要な方を把握し、介護サービスやもの忘れ検診につなげる。	・フレイルサポーターの人数 13名(令和4年度)⇒30名(令和8年度) ・フレイルチェックの実施地区 5地区(令和4年度)⇒13地区(令和8年度) ・遠隔指導型フレイル予防教室 2会場(令和4年度)⇒7会場(令和8年度) ・週1回以上通いの場の参加率 1.0%(令和2年度)⇒1.0%(令和8年度)	・地区サロン等でのフレイルチェックの実施 4回 ・遠隔指導型フレイル予防教室の実施 8会場 ・いきいきサロン(23回、延250人)月2回、はつらつ教室(93回、延548人)週2回の実施 ・健康長寿!一番体操教室 継続実施地区 5地区 ・地区サロンでの介護予防教室(17回、延243人) ・フレイルサポーターの人数 12名	○	・高齢者が健康を維持し自立して暮らすことができるよう、介護予防、認知症予防、フレイル予防に関する普及啓発を行うとともに、通いの場の充実や、リハビリテーション専門職等と連携した予防教室等を引き続き実施する。 ・何かしら支援を必要とする高齢者を把握し、医療や介護サービス、もの忘れ検診に繋げ、早期に介入していくことが重要。 ・フレイルサポーター等、介護予防に関するボランティアの増加に務める。
①自立支援、介護予防、重度化防止	・65歳以上の人の生きがいは「趣味や娯楽」「働くこと」と思う方が多い現状にある。生きがいとなる趣味活動、ボランティア活動及び就労的活動について、活動の場づくりや継続できるような支援が必要である。また、地域づくりに関心を持ち、活動に取り組めるような体制づくりや支援が必要である。	・地域いきいきボランティアポイント事業 ・地域いきいきサポーター養成講座	・地域いきいきボランティアポイント事業 登録者数 100人に増加 ・地域いきいきサポーター養成講座 新規参加者 10人増加(各年)	・地域いきいきサポーター養成講座の実施 1回(70歳に個別に案内)参加者10人(内新規7人) ・地域いきいきサポータースキルアップ講座の実施 1回、参加者14人(内新規1人) ・地域いきいきボランティアポイント事業 登録者 81人(内新規 10人)	○	・地域いきいきサポーター養成講座については、70歳を対象に個別案内通知を送付しているが効果が低いため、周知方法についての検討を行っている。 ・地域いきいきボランティアポイント事業では、コロナ禍に減少した活動者数が回復していない状況にある。また以前からの継続のボランティアが高齢化している。引き続き、いきいきサポーター養成講座、スキルアップ講座を実施し、新規参加者数を増やすとともに、ボランティア活動の参加により、新たな生きがいとして取り組めるよう支援する。
①自立支援、介護予防、重度化防止	・事例相談会を開催し、介護支援専門員や地域の関係機関、多職種との連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を行っている。 ・地域住民の抱える課題が複雑化・複合化している。	・地域ケア個別会議が高齢者の自立支援につながるよう、参加者の質の向上と会議の定着を図る。 ・事例検討から出された課題について、生活支援コーディネーターと連携し、新たな支援やサービスの開発につなげる	・地域ケア会議の開催数(事例相談会、地域ケア個別会議、地域ケア推進会議) 10回(令和4年度)⇒10回(令和8年度)	・事例相談会の実施 4回 ミニ講座 3回 ・地域ケア個別会議の実施 4回	○	・地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しており、地域包括支援センターだけで支援することが難しいケースが増えている。 ・事例検討を積み重ね、高齢者の自立支援につなげるとともに、地域課題を抽出し、生活支援コーディネーター等と連携し、新たなサービスの開発に努める。
②介護給付等費用の適正化	・認定調査員により、調査結果にばらつきがみられる。 ・平成29年度から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲された。	○認定調査の平準化 ○サービス事業所への指導	・認定調査員研修の実施 年2回 ・実地指導の実施 居宅介護支援事業所 年2事業所 地域密着型サービス事業所 年2事業所	・認定調査員研修 2回 ・実地指導 居宅介護支援事業所 0事業所 地域密着型サービス事業所 3事業所	△	・初任者研修及び現任者研修を実施。継続することで認定調査の平準化を図る。 ・居宅介護支援事業所の実地指導が実施できなかった。実施予定であった事業所は翌年度に実施する。 ・実地指導のなかで、不適切な事例が散見された。指定期間内に1回以上実地指導を実施していく。